違法伐採総合対策推進協議会

第7回合法性・持続可能性証明木材供給事例調査・システム検証事業 WG 議事概要

日時:2008 (平成20) 年6月11日 (水) 13:30~15:10

場所: ユナイテッドオフィス A 会議室

議事概要:

(1) 平成 19 年度合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業、合法性・持続可能性証明木材供給システム検証事業および第 5 回違法伐採総合対策推進協議会の結果について

事務局から資料にもとづき平成 19 年度の実施結果のなかで、事例調査および システム検証事業について説明があった。また、資料にもとづき事例調査とシ ステム検証事業について、今年度の進め方の説明があった。

<主な質疑>

- ○ブラジル、ミャンマーなど少量でも日本が木材を輸入している国の事情を文献調査でも良いので調べて公表して欲しい、そういう国から輸入している企業は小さなところが多いので自分たちでは情報を得にくいという指摘もあった。
- ○そのような国から入ってくる木材は、希少なものが多く、そのような木材は 伐採してから最終消費者に渡るまで長期間保管されることが多く、そういう意 味でも流通経路を正確にトレースしにくく、他の大量に輸入されすぐに使用さ れる木材とは事情が異なる。
 - (2) 平成20年度の違法伐採総合対策事業の進め方について

事務局から資料にもとづき平成20年度の証明木材供給事例調査の実施計画案についての説明があった。

<主な質疑>

- ○国内調査については、地方自治体が以前から取り組んでいる県産材認証等と 合法性証明とのリンクをどうとってやっているのか、今後どのように両者をつ なげていくのかの視点も必要。
- ○県産材認証で、原産地の合法性の証明にも使えるのは多くはない。県産材認証と合法性の証明がリンクしていない場合、合法性証明は伐採時点の合法性の証明が重要となっているが、県産材認証の中には伐採時点の合法性に触れていないところもある。
- ○リンクしていないなら、リンクできる糸口を見つけるという視点からの調査 をして欲しい。

- ○海外の事例調査では、今後調査をしていく過程で不都合な事例が見つかった場合、どのような取り扱いをするか対応策を決めておく必要があるのではないか。追跡システムの弱点をついて違法材をもぐりこませている事例が見つかった場合は、それを公表する段階に来ているのではないか。システム自体の問題点を指摘することとは別に、個別の問題のある事例の取り扱いをどうするか決めておいたほうが良い。
- ○今年度の調査は、製品ごとの流通過程でのチェック方法と、それぞれの中に 存在する問題点について洗い出したほうが良い。丸太、合板、といった個別の 製品についてみていくと具体的な問題点がクローズアップされる。
- ○買う人にとっては、証明システムの良し悪しではなく、悪いものは買いたく ないので、良さそうだと判断できるやり方を知りたい。
- ○システム自体の良し悪しを判断すると、その国の木材全体、ひいては木材の 使用そのものを減らそうという動きになりかねない。製品ごとに丹念に調べて いけば、買うほうもターゲットを絞りやすくなる。
- ○予算上の制約もあるだろうが、平成 18 年度に IGES が実施した、各国の森林 関連法規に関する調査をそのときにやらなかった国についても実施したほう が良い。
- ○今までこの事業で我々が実施してきた調査の結果が、実際のビジネスにどのように役立ったのか。ビジネスをする人に役立つ情報となるような形で、業界の共通の知識となるよう提供していく努力が必要である。実施要領案には「普及活動との連携」とあるが、特に海外の情報、判断材料となる知識をセミナーなどを通して知ってもらうことが必要。
 - (3) 平成 20 年度合法性・持続可能性証明システム検証事業の進め方について 事務局から資料同事業の進め方について説明があった。

<主な質疑>

- ○需要がないから流通しないという話もあるが、全体でどれくらいの需要があって、それがどの程度増えているのかといった動きがわかると良い。
- →事務局: 平成 19 年度のアンケート調査で需要の有無を聞いたところ、家具材で 3 分の 1、建築材で 5 分の 1 程度という結果であった。現在では、調達が義務となっているのは国等の機関に限られるので量的な面から見るとまだ需要は少ない。需要もないのにわざわざ用意する必要もないというのは業者としては当たり前とも言える。
- ○全国を調査対象にして調べるよりは、代表的な県を2~3選んでそこで詳細 な調査をしたほうが情報収集、分析、検討が効率的にできるのではないか。
- ○木材を取り扱うのは、木材関連の業者だけとは限らない。別の業界の事業者

が商売の一部として木材を取り扱うことも多い。こういった業者は合法木材供給事業者の認定事業者となっていないので、これらの業者の手を経た木材製品はそこで合法性証明のチェーンが途切れてしまうことになる。これがこの証明システムの難しいところでもある。

- ○海外でも同様の事情がある。そこをどうやって扱っていくかを明確にしておかないと、需要が増えたときに供給側がそれに対応できなくなってしまう。合法木材供給事例調査や証明システム検証国内調査を実施するに当たっては、今後のシステムの使い方も含めて検討していく必要がある。
- ○合法木材供給事例調査と証明システム検証調査の両方に地方自治体を対象と した調査が計画されているが、2つの調査が重複しないようにする必要がある。

一了一